Ⅰ．令和4年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．広告媒体の広報誌に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の連絡時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から民生委員を通じて案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるものすべてに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末に切れから援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請は申請日の翌月から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のその内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるものすべてに○） ア．申請者希望する者が学校に提出	イ．申請者希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請者希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請者の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請者の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請者の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまるものすべてに○） ア．目につきやすいウェブルや手紙など工夫の使用	イ．漢字にフリガナを付記	ウ．援助対象となる費用等の詳細を記載	エ．各委員の担当部局や問い合わせ先の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
55	55	48	32	21	38	36	26	40	1	1	21	21	0	1	50	1	3	3	31	8	22	0	0	0	3	3	19	2	32	38	8	9
千葉県	千葉市	○	○			○		○			○	-入学通知書に就学援助制度について記載 -各区役所窓口に就学援助制度の書類を配架 -児童扶養手当認定時に就学援助制度の案内を配付			○				○									○	○	○		
千葉県	銚子市	○	○			○									○				○													○
千葉県	市川市	○	○		○		○	○			○	二学期中に学校で就学援助制度の書類を配布。児童扶養手当所管課で就学援助制度の書類を配布。			○						○							○	○	○		○
千葉県	船橋市	○	○	○	○	○	○	○			○	学校から保護者へのメール配信、デジタルサイネージ			○				○									○	○	○		
千葉県	館山市	○	○	○		○	○	○			○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。			○						○											
千葉県	木更津市	○			○		○	○							○				○									○	○			
千葉県	松戸市	○	○		○		○	○								○			○									○	○	○		
千葉県	野田市	○			○		○	○							○						○							○	○	○		
千葉県	茂原市	○	○		○	○	○	○							○						○								○			
千葉県	成田市	○	○	○	○	○		○							○				○						○	入学準備学用品費（入学前支給）については、入学予定校のほか教育委員会でも受付可能としている			○		○	
千葉県	佐倉市	○	○		○	○		○							○				○									○	○	○		
千葉県	東金市	○	○		○	○	○	○							○						○						○	○	○			
千葉県	旭市	○	○	○	○		○	○							○						○						○	○	○			
千葉県	習志野市	○	○	○	○	○					○	学校から保護者に配付する学校だより に掲載			○				○									○	○			○
千葉県	柏市	○	○	○	○		○	○							○				○								○	○	○	○		○
千葉県	勝浦市	○						○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている			○						○							○	○			○
千葉県	市原市	○		○	○	○	○	○							○						○						○	○	○			
千葉県	流山市	○	○	○	○		○	○							○				○						○	市内在住の児童・生徒で国立・県立・私立学校に在学中の場合は、希望者が教育委員会に提出			○	○		
千葉県	八千代市	○	○		○	○	○	○			○	就学時健康診断時に書類を配布し、同日開催の学校での入学説明会にて説明を実施 学校に学校だよりに案内を掲載するよう依頼				○		随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請は申請日を基準に援助		○							○	○	○	○		○
千葉県	我孫子市	○				○	○	○	○						○				○										○	○		
千葉県	鴨川市	○	○			○					○	在校生に対し、年1回「就学援助制度のお知らせ」チラシを配付している			○				○													
千葉県	鎌ケ谷市	○				○		○	○		○	-福祉面から子育てをサポートする冊子が作成する ハンドブックにお知らせを掲載している。 -必要に応じて窓口で案内している。			○				○								○		○	○		
千葉県	君津市	○				○	○	○	○						○				○											○		
千葉県	富津市	○	○					○							○				○											○		
千葉県	浦安市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○	○	
千葉県	四街道市	○	○		○	○	○	○							○				○								○		○	○		
千葉県	袖ケ浦市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○									○	○		
千葉県	八街市	○	○	○	○	○	○	○							○				○						○	（小学校就学予定者に限り）入学準備金に係る申請のみ、申請を希望する者が教育委員会に提出			○			
千葉県	印西市	○				○	○		○		○	学期ごとに学校で書類を配布			○				○										○	○		
千葉県	白井市		○						○		○	白井市役所公式ホームページで制度を掲載			○					○										○		
千葉県	富里市	○	○	○	○	○			○						○				○										○	○		
千葉県	南房総市	○	○	○		○			○						○				○								○					
千葉県	匝瑳市	○		○					○		○	入学通知郵送時に案内を同封			○				○	○									○	○		○
千葉県	香取市		○	○	○	○	○		○						○				○										○			
千葉県	山武市	○				○	○				○	学校配信メールでお知らせ			○						○						○		○	○		
千葉県	いすみ市	○				○									○				○								○					
千葉県	大網白里市	○		○	○	○	○				○	各学校の学校だよりに掲載。市発行の子育てサポートブック(子育て支援室)に掲載			○						○						○		○	○		
千葉県	酒々井町	○		○	○	○	○				○	各小・中学校の「学校だより」へ掲載			○					○												
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○		○			○			○						○						○					
千葉県	神崎町	○	○	○		○		○		○				○					○	○	○											
千葉県	多古町	○				○		○			○	在校生については、2月中に案内を配付。			○				○	○	○								○	○		

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																								
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施(検討)状況（あてはまるもの1つに○）																																								
		<小学校> (1) 実施・検討状況について							<小学校> (2)(1)のの内容	<小学校> (3)(1)でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イ と回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でア と回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> (5)(1)でア と回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものすべて に○）											<小学校> (6)(5)のの内容	<小学校> 1) で カ、イ、ウ、エ の場合の 1.現知時期、 2.申請期日、 3.アの場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものすべて に○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討は、している	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討も、していない	エ. そもそも新入学児童向品を無償化していたため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給も、行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月（年度初め入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に配布	オ. 学校の入学説明会に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 小学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学児童がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）											
55	55	54	0	0	0	1	0	1	54	0	0	0	0	0	0	1	9	15	27	2	29	23	14	40	24	4	4	1	0	5	9	0	0	0	0	0	0	0				
千葉県	千葉市	○							○										○		○	○		○		○																
千葉県	銚子市	○							○									○				○		○																		
千葉県	市川市	○							○										○		○	○		○		○																
千葉県	船橋市	○							○									○			○	○	○	○	○																	
千葉県	館山市	○							○										○		○	○	○		○					○	就学通知書及び就学時健康診断通知書に就学援助制度の書類を同封している。											
千葉県	木更津市	○							○										○					○																		
千葉県	松戸市	○							○									○			○			○																		
千葉県	野田市	○							○									○			○			○																		
千葉県	茂原市	○							○										○					○	○																	
千葉県	成田市	○							○										○		○	○		○																		
千葉県	佐倉市	○							○										○		○	○		○																		
千葉県	東金市	○							○										○					○	○		○															
千葉県	旭市	○							○										○		○	○	○	○																		
千葉県	習志野市	○							○										○		○	○		○	○																	
千葉県	柏市	○							○									○			○	○	○	○																		
千葉県	勝浦市	○							○									○			○					○	○			○	転入者、区域外就学の保護者には、個別に案内をしている											
千葉県	市原市	○							○									○						○	○																	
千葉県	流山市	○							○									○			○	○		○																		
千葉県	八千代市	○							○									○						○	○					○	就学児健康診断時に書類を配布し、学校の入学説明会にて説明を実施											
千葉県	我孫子市	○							○									○			○	○		○	○																	
千葉県	鴨川市	○							○										○						○	○																	
千葉県	鎌ケ谷市	○							○									○						○																		
千葉県	君津市	○							○									○			○			○	○																	
千葉県	富津市	○							○										○		○	○								○	就学時健康診断通知の際に案内を同封											
千葉県	浦安市	○							○									○			○		○																			
千葉県	四街道市	○							○									○			○	○		○																		
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○			○	○	○	○	○		○															
千葉県	八街市	○							○										○		○		○	○																		
千葉県	印西市	○							○											○				○	○																	
千葉県	白井市	○							○										○			○					○			○	12月に入学通知書を発送する際に、案内文を同封している。											
千葉県	富里市	○							○										○		○			○	○																	
千葉県	南房総市	○							○										○			○	○		○																	
千葉県	匝瑳市	○							○									○			○									○	入学通知書の郵送時に案内を同封											
千葉県	香取市	○							○									○				○		○																		
千葉県	山武市	○							○									○			○			○	○																	
千葉県	いすみ市	○							○										○		○			○																		
千葉県	大網白里市	○							○										○		○			○																		
千葉県	酒々井町	○							○								○						○	○						○	就学援助家庭で小学校入学予定者がいる家庭に案内を郵送											
千葉県	栄町	○							○										○		○	○	○	○	○																	
千葉県	神崎町	○							○										○		○	○	○		○			○														
千葉県	多古町	○							○									○							○					○	就学時健康診断通知の際に案内を同封											

都道府県	市町村名	<中学校> （1）実施・検討状況について						<中学校> （2）（1）のカの内容	<中学校> （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校> （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものを○に）						<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	3．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1）当てはまるもの１つに○をしてください。							（2）（1）のキの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を2に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（給与・入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規約・協定などの内容を検討に時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に高額に基づいた場合の対応など、事務負担が増加するから	エ．入学前支給とは異なる自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を2に記入してください。）		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同時の準ずる認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度上の対象世帯に認定により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を2に記入してください。）	
55	55	53	0	0	0	1	1	2	53	0	0	0	0	0	1	0	3	8	12	29	0	0	0	0	0	0	0	20	0	28	0	1	3	3	5
千葉県	千葉市	○							○											○								○							
千葉県	銚子市	○							○											○								○							
千葉県	市川市	○							○											○								○							
千葉県	船橋市	○							○											○								○							
千葉県	館山市	○							○											○										○					
千葉県	木更津市	○							○											○										○					
千葉県	松戸市	○							○										○											○					
千葉県	野田市	○							○										○									○							
千葉県	茂原市	○							○									○												○					
千葉県	成田市	○							○											○								○							
千葉県	佐倉市	○							○											○								○							
千葉県	東金市	○							○											○								○							
千葉県	旭市	○							○										○									○							
千葉県	習志野市	○							○											○										○					
千葉県	柏市	○							○						○													○							
千葉県	勝浦市	○							○										○									○							
千葉県	市原市	○							○										○									○							
千葉県	流山市	○							○								○											○							
千葉県	八千代市	○							○										○													○			
千葉県	我孫子市	○							○											○										○					
千葉県	鴨川市	○							○											○										○					
千葉県	鎌ケ谷市	○							○											○								○							
千葉県	君津市	○							○										○									○							
千葉県	富津市	○							○											○										○					学校又は市教委に相談があった場合、協議の上対応
千葉県	浦安市	○							○									○												○					
千葉県	四街道市	○							○										○									○							
千葉県	袖ケ浦市	○							○									○												○					
千葉県	八街市	○							○										○											○					
千葉県	印西市	○							○											○								○							
千葉県	白井市	○							○											○								○							
千葉県	富里市	○							○											○								○							
千葉県	南房総市	○							○											○										○					
千葉県	匝瑳市	○							○									○												○					
千葉県	香取市	○							○									○												○					
千葉県	山武市	○							○										○											○					
千葉県	いすみ市	○							○											○										○					
千葉県	大網白里市	○							○											○														○	整備されておらず、現在検討もしていない。
千葉県	酒々井町	○							○								○													○					
千葉県	栄町	○							○											○													○		
千葉県	神崎町	○							○											○														○	特になし
千葉県	多古町	○							○								○													○					

		4. 就学援助制度の現状確定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																					(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準等に乗ずる係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税義務額（倍率）		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準が減額となる場合についてのその内容							(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		令和3年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ. 市区町村の条例による	ウ. 市区町村税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国保保険税の減免または徴収猶予	カ. 国保出産手当の支給	キ. 保護者の実安所得額等	ク. 小・中学校給付金の減免が行われている者	ケ. 小・中・義務教育学校給付金の減免が行われている者	コ. 個人税の減免	サ. 学校納付金の減免または学用品、通学用品等に充当される者等で生活状態がきわめて厳しい状態にあるものと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の就業状況で、生活状態が著しく悪いと認められる者	セ. 生活保護法による扶助	ソ. 生活保護法基準額に一定の係数を乗ずるもの（生活保護の基準額が変わるとき動的に算出する「新（生活保護法基準）」（係数（倍率）を小数点第1位まで記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を乗ずるもの（生活保護の基準額を参照しても確認できないもの）	チ. 生活保護の基準額を参照しても確認できないもの（例：生活保護の1.3倍（194万円）、1.5倍（405万円）等（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ. 特別支援教育就学奨励費の要保護者認定に用いる保護基準（例：生活保護の1.3倍（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ト. その他市区町村（例：市税条例）又は市等教育委員会の保護者負担金減免に一定の係数を乗ずるもの（例：課税最低額の1.5倍（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ナ. その他（内容）（例：課税最低額の1.5倍（係数（倍率）を（5）に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）			4. (1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に変更）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対応を行っているか。									
																							倍	倍				ア. 反映させる（新たな認定基準に変更）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定となった者は、他の不見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じるが、影響を受ける所得層の準要保護者がいない。	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）			年	月	
55	55	33	33	28	29	31	37	15	6	27	29	14	8	13	21	26	16	8	0	8	50	0	8		6	14	28	7	4	3	0	0	28	28	
千葉県	千葉市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1			質問(3)のウ、サ～スに関しては、ク、サ～スのいずれかに該当し、かつタに該当する場合に認定している。		○							平成24	12	10%未満
千葉県	銚子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5						○						平成24	4	15%未満
千葉県	市川市	○	○		○	○	○	○		○	○				○		○				1.1						○						平成25	4	10%未満
千葉県	船橋市							○									○				1.5			生活保護の基準額は平成25年4月のものを採用			○						平成25	4	10%未満
千葉県	館山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		市町村民税が均等割のみの者・雇用保険が支給されている者・その他、教育委員会が必要と認めた者		○			○							
千葉県	木更津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3						○						平成24	12	10%未満
千葉県	松戸市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1						○						平成25	4	15%未満
千葉県	野田市						○										○				1.5						○						平成25	7	15%未満
千葉県	茂原市															○					1.3					○				○					15%未満
千葉県	成田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○	1.3		質問(3)のアからカ、ケからサ、ス・セまでのいずれかに該当するもの（被保護者を除く）であり、かつ、 生活保護基準の1.3倍の額に学校給食費の実費相当額を合算した基準により判断。 なお、生活保護基準は、平成25年4月の改定以前の基準により算定。 基準額については、世帯員の所得の合計額欄に義務教育、失業給付、児童扶養手当、遺族年金 その他教育費が認める財産及び雑収入を合算した額とする。 基準額の時期については、4月から4月の認定に当たっては前々年度、7月から3月の認定に当たっては前年度を原則として 収入額等に変化があるときは当該年の見込額とする。			○						平成25	8	10%未満
千葉県	佐倉市															○					1.3						○						平成25	4	10%未満
千葉県	東金市	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○					1.3						○						平成25	4	15%未満
千葉県	旭市	○	○	○		○	○	○		○					○	○					1.3			前年度認定。母子又は父子家庭の場合は、生活保護基準額等の1.3	○			○							10%未満
千葉県	習志野市	○	○				○					○					○				1.3						○						平成25	4	10%未満
千葉県	柏市	○		○	○	○	○			○	○					○					1.5						○						平成25	4	10%未満
千葉県	勝浦市															○					1.3						○						平成24	12	15%未満
千葉県	市原市															○					1.3632					○		○							15%未満
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.1						○						平成25	4	10%未満
千葉県	八千代市																			○			H23.8以前の基準を採用し、世帯の合計所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯を対象とする。 ただし、児童扶養手当を受給している世帯については2.0倍未満の世帯を対象とする。													10%未満
千葉県	我孫子市	○	○				○					○				○					1.5						○						平成25	4	15%未満
千葉県	鴨川市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			家庭状況や学校長・民生委員の意見等を参考として、総合的に判断し認定している。												15%未満
千葉県	鎌ケ谷市															○					1.2						○						平成25	4	10%未満
千葉県	君津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.3						○						平成25	4	10%未満
千葉県	富津市																	○			1.5			令和4年度から要綱改正により生活保護基準額に掛ける係数（倍率）を1.2倍から1.5倍へ												15%未満
千葉県	浦安市						○										○				1.3						○						平成25	4	10%未満
千葉県	四街道市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.5						○						平成25	7	10%未満
千葉県	袖ケ浦市	○	○	○	○	○				○	○					○					1.5					○			○						10%未満
千葉県	八街市															○					1.5			基準を超過するが前年度に就学援助認定を受けていた申請者等に対しては、一部費目のみ認定とするなど、弾力的に対応（弾力的に対応する範囲は各年度の状況をみて教育長が決定・告示）。	○			○								15%未満
千葉県	印西市															○					1.3				○					○					5%未満
千葉県	白井市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			失業や病気、災害など特別な事情により、経済的に困窮している												10%未満
千葉県	富里市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○				1.5						○						平成24	12	10%未満
千葉県	南房総市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					1.5					○			○						5%未満
千葉県	匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○					1.3						○						平成30	4	15%未満
千葉県	香取市		○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5						○						平成25	4	10%未満
千葉県	山武市		○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2														10%未満
千葉県	いすみ市															○					1.3						○						平成24	12	10%未満
千葉県	大網白里市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○				○					15%未満
千葉県	酒々井町																	○			1			収入に関する控除額は、所得税の金額を使用し、寡婦に関する住宅扶助基準は、家賃を使用。												10%未満
千葉県	栄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1														5%未満
千葉県	神崎町	○	○		○	○	○				○	○				○					1.5					○		○							5%未満
千葉県	多古町	○	○	○	○	○	○				○	○				○				○	1.5		・失業等により生活が困窮していると認められる者				○						平成25	4	5%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1） 費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2）中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

		Ⅰ．令和4年度就学援助制度の実施について																															
		１．就学援助制度の周知方法																															
		（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものすべてに○）					（４）（３）のその内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものすべてに○）						（６）（５）のキの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものすべてに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．各年度の最初に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から民生委員を通じて内々に送付	コ．その他（内容を記入してください）	（２）（１）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月	エ．各学期切を設定し、各学期初めから援助	オ．その他（内容を④に記入してください。）		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を⑥に記入してください。）	ア．目につきやすいシラバスや手見たス面の使用	イ．連呼にユフリガナを付記	ウ．援助対象之な名称関係等の目安概等を記載	エ．各責任の担当組織や年間総援助の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
千葉県	東庄町					○	○	○							○							○											
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○					○	学校だよりに制度を掲載			○							○							○		○		
千葉県	芝山町				○	○					○	保護者宛て文書の郵送			○							○					○			○		
千葉県	横芝光町	○			○	○	○	○							○				○								○			○		
千葉県	一宮町	○			○		○	○							○							○							○	○		
千葉県	睦沢町	○		○				○							○							○					○			○		
千葉県	長生村	○			○	○		○							○					○							○			○		
千葉県	白子町	○	○				○	○							○				○								○			○		
千葉県	長柄町	○	○		○	○									○							○										
千葉県	長南町	○				○	○								○							○							○	○		
千葉県	大多喜町		○		○			○							○							○										
千葉県	御宿町	○			○						○	相談があった場合、教育委員会又は各学校で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や固定月以降分から援助	○													○
千葉県	鋸南町		○			○					○	幼稚園保護者対象の説明会にて案内を配付			○						○						○					
千葉県	布施学校組合				○						○	相談があった場合、教育委員会又は学校で制度案内					○	年度当初に申請締切を設定し、締切を過ぎた申請の場合は、申請月や固定月以降分から援助	○													○

| | | |

都道府県	市町村名	<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。 (イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				<中学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 (複数回支給している場合は最初の時期)									<中学校> (5)(1)でウと回答した場合のその理由 (あてはまるものをすべて○)							3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						
																														(1) 当てはまるもの1つに○をしてください。						(2) (1)の中の内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていない	ウ. 入学前支給を行っていない	エ. そもそも私立入学	オ. そもそも対象者	カ. その他(内容を		ア. 令和3年度	イ. 令和4年度	ウ. 令和5年度	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月以降/入	ア. 予算の確保が	イ. 規約改正など	ウ. 認定回数が増	エ. 入学前支給と	オ. その他(内容		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準による	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を設	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度などの経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準を設けることを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他(内容を(2)に記入してください。)	
千葉県	東庄町	○							○											○								○								
千葉県	九十九里町	○							○											○														○		家計急変世帯の基準を整備していない
千葉県	芝山町	○							○											○										○						
千葉県	横芝光町	○							○										○											○						
千葉県	一宮町	○							○											○										○						
千葉県	睦沢町	○							○											○										○						
千葉県	長生村	○							○											○										○						
千葉県	白子町	○							○										○											○						
千葉県	長柄町	○							○										○														○		現時点で事業はないが、相談があった場合、事例に応じて個別に対応することを検討中
千葉県	長南町	○							○											○										○						
千葉県	大多喜町	○							○											○												○				
千葉県	御宿町	○							○											○										○						
千葉県	鋸南町					○		制度としてはあるが、申請者がいないため支給実績なし。																						○						
千葉県	布施学校組合						○	小学校のみの組合のため、中学校の記載はなし																						○						

		4. 就学援助制度の規拡規定・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率	
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に乗ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税者低減度額に乗ける係数（倍率）			4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
																													(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。			(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に変更）」と回答した場合、令和4年4月分の準要保護の認定結果に変動があった場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。			(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照していなか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 生活困窮者の支援	キ. 保護者の実定所得日雇労働者	ク. ハ・ム貧、学級等の学校納付金の減免が行なわ	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付他の納付付他の悪い者、経営、被災等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由してい	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められ	セ. 生活環境変化により	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準が変わらとき動的に基準が変わるもの）	タ. 生活保護の係数を掛けたもの（生活保護で組さ定めているもの）（例：生活保護の1.3倍）	チ. 特別支援教育の要支給認定に係る保護費、準就学援助費の要支給認定に係る保護費、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最	ツ. 市区町村又は民税（所得割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最	テ. その他（内容を（6）に記入。（記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	ア. 反映させる（新たな認定基準に変更）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じる	エ. その他（(3)に内容を記載してください				令和3年度
千葉県	東庄町																○					1.5				○							平成30	10	5%未満
千葉県	九十九里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○				○	1.3		失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者		○							平成24	4	10%未満
千葉県	芝山町	○	○	○		○	○				○			○																					10%未満
千葉県	横芝光町		○				○																											10%未満
千葉県	一宮町	○	○	○	○	○	○			○	○								○			1.3												10%未満
千葉県	睦沢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○					1.5				○							平成30	4	10%未満
千葉県	長生村	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					○			1.3												10%未満
千葉県	白子町															○						1.3			○		○							10%未満
千葉県	長柄町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				○	1.3		要綱に定める認定基準に準ずる経済的事情として、教育委員会が特に就学援助が必要であると認める者		○							平成25	3	15%未満
千葉県	長南町															○						1.3			○			○						10%未満
千葉県	大多喜町															○						1.3			○		○							10%未満
千葉県	御宿町																		○			1.3												10%未満
千葉県	鋸南町	○					○									○						1.5			○			○						5%未満
千葉県	布施学校組合																		○			1.3												0%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助費

1. 小学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額）

| 都道府県 | 市町村名 | （1） 費目毎の援助費 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | （2）中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |